

○八千代市子ども医療費の助成に関する条例

平成14年12月26日

条例第32号

改正 平成18年3月28日条例第14号

平成19年12月26日条例第31号

平成20年3月25日条例第8号

(題名改称)

平成22年9月30日条例第16号

平成23年3月25日条例第7号

平成24年6月29日条例第17号

平成24年9月28日条例第24号

平成26年3月25日条例第11号

(目的)

第1条 この条例は、子どもの医療費を負担する保護者に、当該医療費の全部又は一部を助成することにより、子どもの保健対策の充実及び保護者の経済的負担の軽減を図り、もって子どもの保健の向上及び子育て支援の充実に寄与することを目的とする。

(平20条例8・一部改正)

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- (2) 保護者 子どもの親権を行う者、未成年後見人その他の者で子どもを現に監護する者をいう。
- (3) 保険給付 規則で定める社会保険及び国民健康保険に関する法令（以下「医療保険各法」という。）の規定による医療に関する給付をいう。

(平18条例14・平19条例31・平20条例8・平22条例16・平26条例11・一部改正)

(助成対象者)

第3条 この条例による助成を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する子どもの保護者とする。

- (1) 本市に住所を有し、かつ、住民基本台帳に記録されている者
- (2) 保険給付を受けることができる者

(平20条例8・平24条例17・一部改正)

(助成の範囲)

第4条 市長は、子どもの疾病又は負傷について、次に掲げる額を助成する。ただし、各号の規定により算出した額が別表に定める子ども医療自己負担金に満たないときは、この限りでない。

- (1) 保険給付を受けた場合における医療費のうち、助成対象者が負担すべき額（以下「一部負担金」という。）から別表に定める子ども医療自己負担金を控除した額
- (2) 国、県又は市が公費負担医療制度による給付を行う場合においては、当該給付を受けた者又はその保護者がその負担能力に応じて負担すべき額（以下「自己負担金」という。）から別表に定める子ども医療自己負担金を控除した額

2 前項の規定にかかわらず、医療保険各法の規定に基づく規約等により附加給付金の支給があった場合は、当該助成する額からその額を控除するものとする。

(平18条例14・平20条例8・平22条例16・平26条例11・一部改正)

(助成の方法)

第5条 この条例による助成は、市の子ども医療助成事業の実施について委託を受けた病院、診療所、薬局又はその他の者に助成する額を支払うことにより行う。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、助成する額を助成対象者に支払うことにより行うことができる。

2 前項ただし書の規定による助成を受けようとする助成対象者は、一部負担金又は自己負担金の支払を行った日の翌日から起算して2年以内に助成の申請を行わなければならない。

(平20条例8・平22条例16・平24条例24・一部改正)

(受給券の交付)

第6条 この条例による助成を受けようとする助成対象者は、あらかじめ規則の定めるところにより市長に申請し、受給券の交付を受けなければならない。

(平20条例8・平22条例16・平24条例24・一部改正)

(助成の開始)

第7条 この条例による助成は、規則で定める場合を除き、前条の規定による申請を市長が受理した日から開始する。

(平20条例8・平22条例16・平24条例24・一部改正)

(届出の義務)

第8条 受給券の交付を受けた助成対象者は、第6条の規定により申請した内容に変更が生じたとき、又は当該受給券に記載された子どもが次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに市長に届け出るとともに、受給券を返還しなければならない。

- (1) 第3条各号に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (2) 子どもでなくなったとき。

(平20条例8・平22条例16・平24条例24・平26条例11・一部改正)

(損害賠償との調整)

第9条 市長は、保険給付について、その原因が第三者の行為によって生じたものであり、かつ、その医療費の全部又は一部につき、子どもが第三者から損害賠償を受けたときは、その限りにおいてこの条例による助成を行わず、又は既に助成した額を返還させることができる。

(平20条例8・一部改正)

(助成金の返還)

第10条 市長は、偽りその他不正な行為によりこの条例による助成を受けた者がいるときは、その者から当該助成した額の全部又は一部を返還させることができる。

(報告等)

第11条 市長は、この条例による助成に関し必要があると認めるときは、助成対象者に対して報告を求め、又は質問することができる。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

附 則 (平成18年条例第14号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の八千代市乳幼児医療費の助成に関する条例の規定は、この条例

の施行の日以後に行われた医療に係る費用の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る費用の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成19年条例第31号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年条例第8号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の八千代市子ども医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る費用の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る費用の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成22年条例第16号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年12月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為等）

- 2 改正後の八千代市子ども医療費の助成に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第6条の規定による申請及び受給券の交付は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、同条の規定の例により行うことができる。この場合において、当該申請に係る改正後の条例第2条第2号に規定する小学校第3学年修了前の子どもの医療費に係る助成は、改正後の条例第7条の規定にかかわらず、施行日から開始する。

（経過措置）

- 3 改正後の条例の規定は、施行日以後に行われた医療に係る費用の助成について適用し、施行日前に行われた医療に係る費用の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成23年条例第7号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成23年8月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る費用の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る費用の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成24年条例第17号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年7月9日から施行する。

（経過措置）

- 5 第5条の規定による改正後の八千代市子ども医療費の助成に関する条例の規定は、施行日以後に行われた医療に係る費用の助成について適用し、施行日前に行われた医療に係る費用の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成24年条例第24号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年12月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 改正後の八千代市子ども医療費の助成に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第6条の規定による申請及び受給券の交付は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、同条の規定の例により行うことができる。

（経過措置）

- 3 改正後の条例の規定は、施行日以後に行われた医療に係る助成について適用し、施行日前に行われた医療に係る費用の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成26年条例第11号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年8月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為等）

- 2 改正後の八千代市子ども医療費の助成に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第2条第1号に規定する子どもの医療費の助成に係る改正後の条例第6条の規定による申請及び受給券の交付は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、同条の規定の例により行うことができる。この場合において、当該申請に係る医療費の助成は、改正後の条例第7条の規定にかかわらず、施行日から開始する。

（経過措置）

- 3 改正後の条例の規定は、施行日以後に行われた医療に係る費用の助成について適用し、施行日前に行われた医療に係る費用の助成については、なお従前の例による。

別表（第4条第1項）

（平20条例8・平23条例7・一部改正）

世帯区分	子ども医療自己負担金（円）
	入院1日又は通院1回
生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯であって、医療扶助単一給付のものであり自己負担のある場合又は市町村民税非課税世帯若しくは市町村民税所得割非課税世帯であって、市町村民税均等割のみ課税世帯	0
市町村民税所得割課税世帯	300